



## これから手続きをされる方へ

# 特別児童扶養手当のしおり

### (1) 手当を受けることができる方（受給資格者）

該当する障害があると認定された20歳未満の児童を養育している父、母、あるいは父母にかわって養育している方。

日本に住所がある外国人の方も受給できます。

\* 次のようなときは受給できません

- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき（保育園を除く）
- ・ 児童が障害のために公的年金を受けることができるとき

### (2) 手当の額 （児童1人につき）

適用月	等級	R4年3月まで	R4年4月から
支給月額	1級	52,500円	52,400円
	2級	34,970円	34,900円

### (3) 手当の支給月

- ・ 年に3回（4月、8月、11月）、それぞれ前月分（11月分は当月分を含む）までの4ヶ月分をまとめて支給します。
- ・ いずれも11日に支給します。（休日の場合は繰り上げて支給します。）
- ・ 認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。

### (4) 所得の制限

受給資格者、配偶者、同居している扶養義務者（受給資格者の父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ基準額を上回ると、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当が支給されません。

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	1人380,000円加算	1人213,000円加算

\* 所得＝合計所得（給与・年金所得がある場合その合計額から－10万円）－8万円－諸控除額



## 特別児童扶養手当 認定請求のご案内

### ■必要なもの

1. 認定請求書	所定の様式に記入します。 請求者（受給権者）は父母のうち収入の高い方となります。
2. 診断書	所定の診断書様式にかかりつけ医等から記入してもらいます。 ※申請日の属する月又はその前月の診断書が有効です。療育手帳 A や身体障害者手帳 1 級をお持ち方は、診断書の提出を省略できる場合があります。
3. 振込先口座申出書・通帳の写し	請求者（父母のうち収入の高い方）名義の通帳を振込先として届け出ます。 （ネット銀行、お子さん名義の口座は不可。）
4. 承諾書	世帯状況や課税状況の閲覧についての承諾をいただく書類です。
5. 受給者世帯員名簿	所定の様式に記入します。 同住所別世帯としている同居家族についても記入いただきます。
6. 戸籍謄本	受給権者と児童が別々の戸籍の場合は、それぞれ 1 通必要。 （申請日から 1 ヶ月以内の証明が有効です。） ※本籍地が市外にある場合は直接その市町村にご請求ください。
7. 本人確認書類	マイナンバーカード、または写真付の公的身分証明書が必要です。 （運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）
8. マイナンバーの分かる書類	受給権者と配偶者、扶養義務者のうちもっとも所得が高い方、対象児童の「マイナンバーカード」または「通知カード」が必要です。 ※扶養義務者…受給権者の兄弟姉妹、父母、祖父母、曾祖父母、子のうち生計を同じくするもの。
※ 住民票謄本 （マイナンバー記載で省略可）	世帯全員・全項目記載（申請日から 1 ヶ月以内の証明が有効です。） ※同住所別世帯としている同居家族についても住民票が必要になります。
※ 所得証明書 （請求者、配偶者、扶養義務者） （マイナンバー記載で省略可）	1～6 月に申請する場合 ⇒ 前年 1 月 1 日現在、鶴岡市以外にお住まいの方が必要。 7～12 月に申請する場合 ⇒ 同年 1 月 1 日現在、鶴岡市以外にお住まいの方が必要。

＜ 窓 □ ＞ 子育て推進課 25-2111(内)152 又は 地域庁舎 市民福祉課

### 関連制度のご案内

#### (1) 障害児福祉手当

月額 14,850 円(R4.4～) が支給になります。特別児童扶養手当が 1 級の場合は該当する場合がありますので、ご相談ください。  
おおむね 3 歳以上 20 歳未満の児童です。

⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係  
地域庁舎 市民福祉課

#### (2) 身体障害者手帳・療育手帳

身体障害の場合は身体障害者手帳、知的障害の場合は療育手帳が申請できます。税金の障害者控除や公共交通機関の運賃割引など各種サービスが受けられます。

⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係  
地域庁舎 市民福祉課

#### (3) 重度心身障害(児)者医療の申請

医療費の自己負担の助成が受けられます。特児 1 級、療育手帳 A、身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者手帳 1 級などが対象です。本人、扶養者の所得税の有無により自己負担額が異なります。また、本人の市民税所得割額により、対象外となる場合もあります。

⇒ 窓口：国保年金課 国保医療係  
地域庁舎 市民福祉課